

根拠法	危政令	根拠条文	第 19 条	処分権者	消防長
-----	-----	------	--------	------	-----

第 5 一般取扱所

1 定義

- (1) 危険物を原料として種々の化学反応等を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制する。
- (2) 危政令第 27 条第 6 項第 4 号ロただし書の規定により、移動貯蔵タンクから容器に引火点 40 度以上の第 4 類の危険物を詰め替える場合において、同一の場所で 1 日に取り扱う量が指定数量以上となる場合は、一般取扱所として規制する。

2 規制範囲

危政令第 19 条第 2 項に規定する一般取扱所であって建築物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制するもの（以下「部分規制の一般取扱所」という。）以外は、原則として屋内に設置するものは 1 棟、屋外に設置するものは 1 工程をもって一の一般取扱所として規制すること。

なお、一般取扱所の許可単位は、製造所と同様危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があること及び災害時の影響等を考慮し総合的に判断する必要があることから、次の事項を参考として規制範囲を特定すること。

- (1) 部分規制の一般取扱所には、区画室単位のものや設備単位のものがあること。

ア 区画室単位により規制するもの

- (ア) 吹付塗装作業等の一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 55 第 2 項）
- (イ) 洗浄作業の一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項）
- (ウ) 焼入れ作業等の一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 56 第 2 項）
- (エ) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 57 第 2 項）
- (オ) 油圧装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が 50 未満のもの（危規則第 28 条の 60 第 2 項及び第 3 項）
- (カ) 切削装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項）
- (キ) 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 60 の 3 第 2 項）

イ 設備単位により規制するもの

- (ア) 洗浄の作業を行う一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの（危規則第 28

条の55の2第3項)

(イ) 焼入れ作業等の一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの(危規則第28条の56第3項)

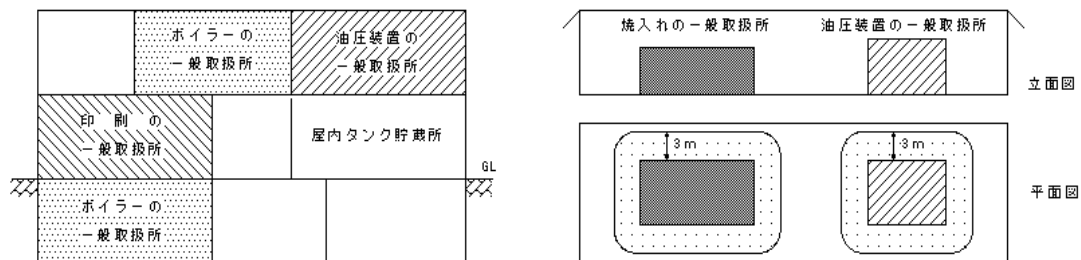
(ウ) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの(危規則第28条の57第3項及び第4項)

(エ) 油圧装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危規則第28条の60第4項)

(オ) 切削装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの(危規則第28条の60の2第3項)

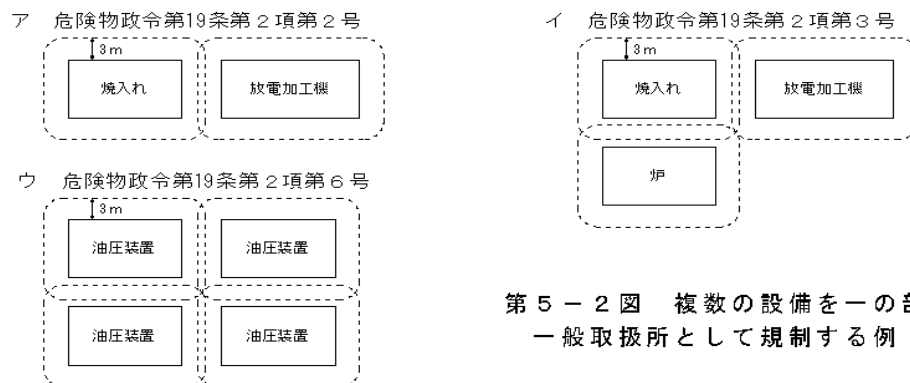
(2) 1棟の建築物の中に部分規制の一般取扱所を複数設置することができること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

さらに、危政令第2条及び第3条の危険物施設のうち部分規制されるものも同一建築物内に設けることができること。(第5-1図参照)



第5-1図 部分規制の一般取扱所の複数設置例

(3) 設備単位により規制される部分規制の一般取扱所には、危政令第19条第2項の同一の号の形態の設備を複数設置することができること。この場合、複数の設備を一の部分規制の一般取扱所としてとらえ、その周囲に幅3メートル以上の空気を保有することをもって足りること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)(第5-2図参照)



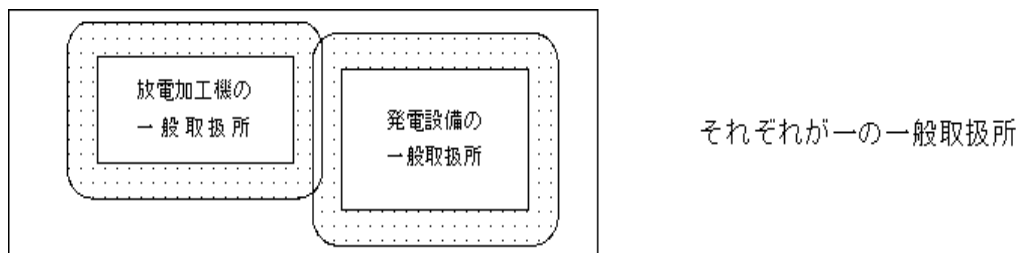
第5-2図 複数の設備を一の部分規制の一般取扱所として規制する例

- (4) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、危険物を取り扱わない工程を含めて一の部分規制の一般取扱所とすることができること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)(第5-3図参照)



第5-3図 規制範囲の例

- (5) 設備単位により規制される部分規制の一般取扱所のうち危政令第19条第2項の号の異なる一般取扱所を同一室内に複数設ける場合には、当該一般取扱所の周囲に必要な幅3メートル以上の空地は、相互に重なってはならないこと。(平成元年3月1日消防特第34号、消防危第14号通知)(第5-4図参照)

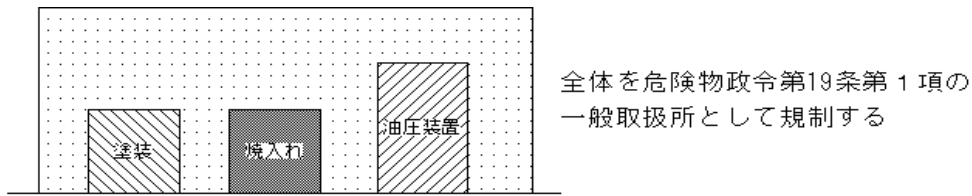


第5-4図 認められない例

- (6) 同一の作業室内において、形態が異なる部分規制の一般取扱所を併せて一の部分規制の一般取扱所とすることはできないものであること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

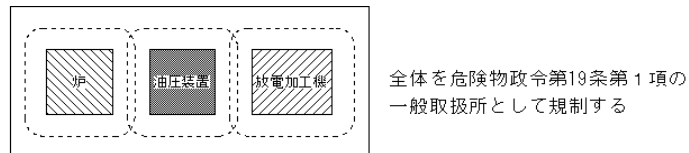
なお、この場合いずれかが少量危険物施設であるとき又はすべてが少量危険物施設であり、かつ、取り扱う危険物の数量の合計が指定数量以上となるときであっても同様な取扱いをすること。

ア 区画室単位により規制するもので、吹付塗装作業等の一般取扱所、焼入れ作業等の一般取扱所及び油圧装置等を設置する一般取扱所が混在する場合(第5-5図参照)



第5-5図 部分規制の一般取扱所とすることができないものの例

イ 設備単位により規制するもので、ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所、油圧装置等を設置する一般取扱所及び焼入れ作業等の一般取扱所が混在する場合（それぞれの設備周囲に幅3メートル以上の空地を確保し、それぞれを一の部分規制の一般取扱所として規制できる場合を除く。）（第5-6図参照）

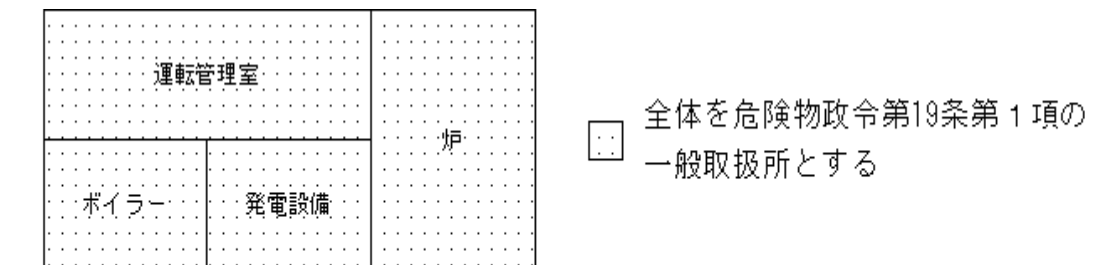


第5-6図 部分規制の一般取扱所とすることができないものの例

(7) 危政令第19条第2項第1号から第3号、第6号に掲げるもの（設備単位により規制できる場合は第1号を除く。）のうち、同一の号の形態の一般取扱所を一の建築物内に複数設置する場合は、次のいずれかによる一般取扱所とすることができること。（平成元年7月4日消防危第64号質疑）

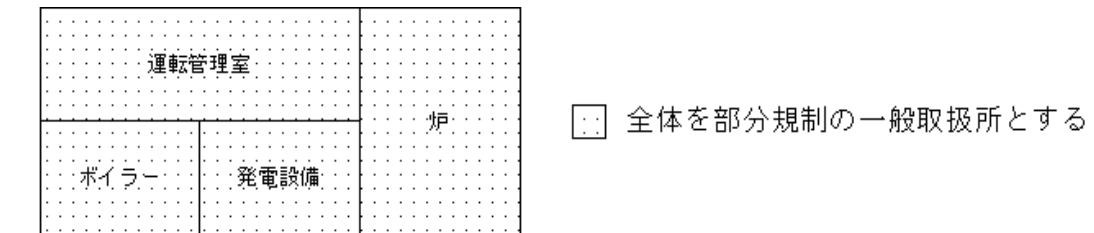
ア 区画室単位により規制できる場合

(ア) 建築物全体を危政令第19条第1項に規定する技術上の基準を適用する一般取扱所とすることができる。（第5-7図参照）



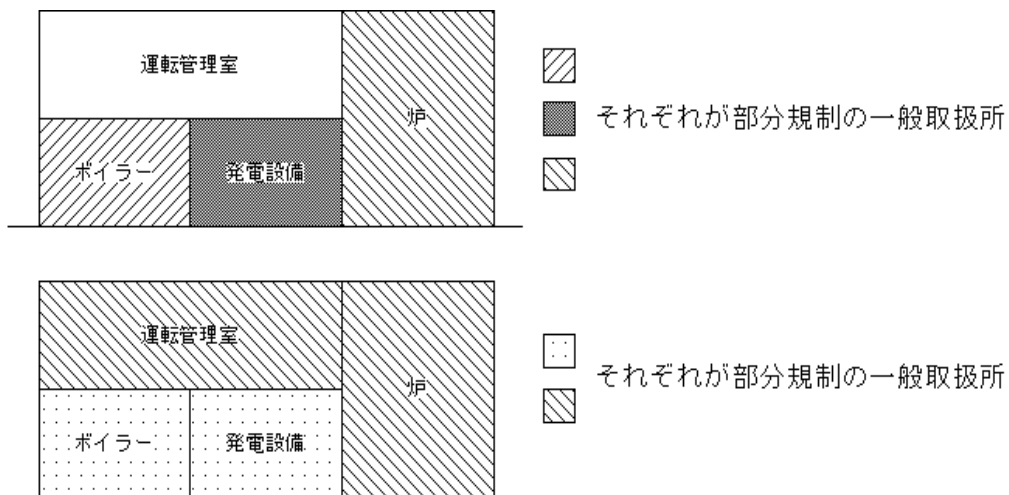
第5-7図 全体を一般取扱所とした例

(イ) 建築物全体を危規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。(第 5-8 図参照)



第 5 - 8 図 全体を一般取扱所とした例

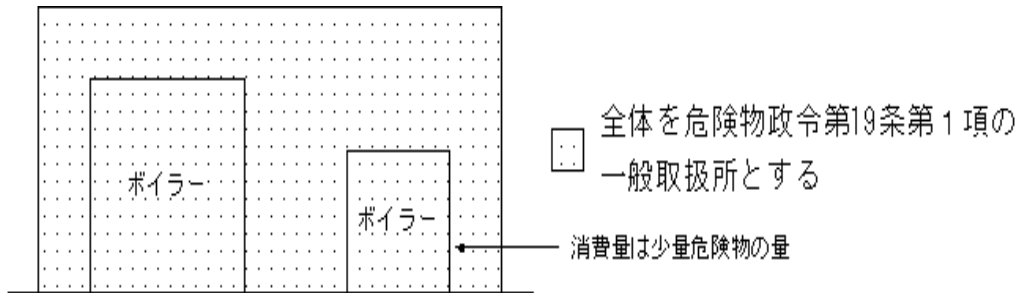
(ウ) 危険物を消費する室又は隣接する複数の室を区画単位として危規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。(第 5-9 図参照)



第 5 - 9 図 区画単位とした一般取扱所の例

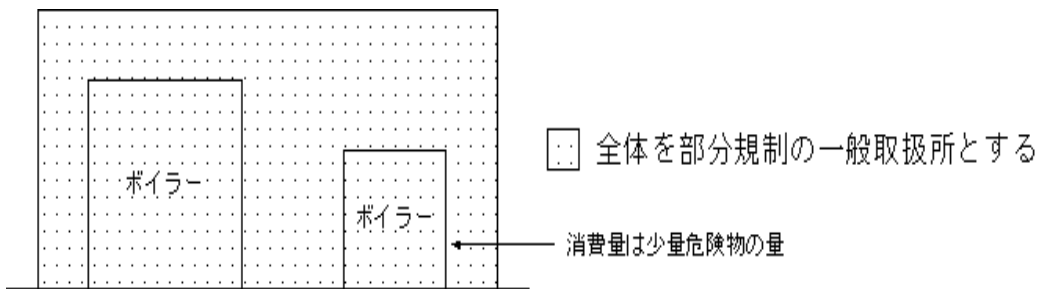
イ 設備単位により規制できる場合

(ア) 建築物全体を危政令第 19 条第 1 項に規定する技術上の基準を適用する一般取扱所とすることができる。(第 5-10 図参照)



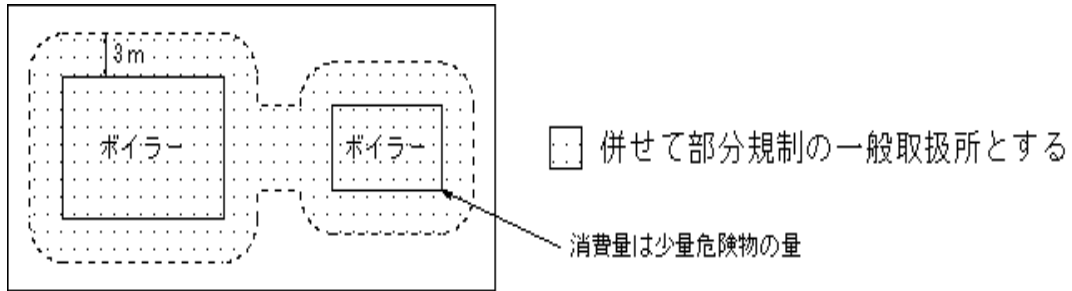
第 5 - 10 図 全体を一般取扱所とした例

(イ) 建築物全体を危規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。(第 5-11 図参照)



第 5 - 11 図 全体を一般取扱所とした例

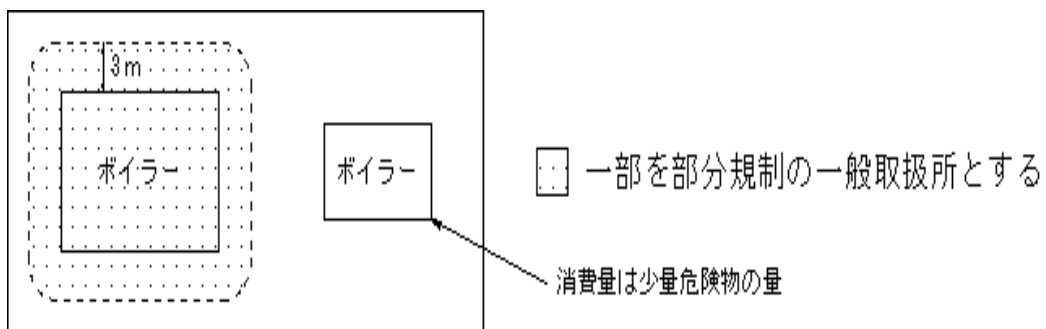
(ウ) すべてのボイラー設備を併せて危規則第 28 条の 57 第 3 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。(第 5-12 図参照)



第 5 - 12 図 二の設備を併せて一般取扱所とした例

(エ) 危険物の消費量が指定数量以上のボイラー設備のみを危規則第 28 条の 57 第 3 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。

なお、少量危険物を消費するボイラー設備は、火災予防条例に基づく届け出をすること。(第 5-13 図参照)



第 5 - 13 図 一部を一般取扱所とした例

3 許可数量の算定

許可数量の算定は、製造所の例によるほか次によること。

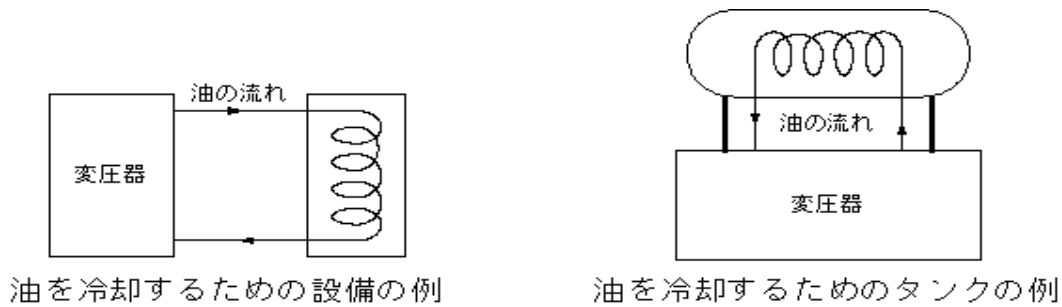
- (1) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定すること。(昭和40年4月15日自消丙予発第71号通知)
- (2) ボイラー、発電設備等の危険物の消費に係るものについては、1日における消費量又はサービスタンクの容量を比較して大なる数量をもって算定すること。
- (3) 危規則第28条の54第5号に規定する詰替えの一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱数量のうちいずれか大なる数量をもって算定すること。

4 位置、構造及び設備の技術上の基準

危政令第19条第1項の規定を適用する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、製造所の基準を準用する。

5 特殊な位置及び対象の一般取扱所の特例

- (1) 油槽所等におけるドラム充てんの一般取扱所(昭和36年5月10日自消甲予発第25号通知)
製油所、油槽所等で第一石油類又は第二石油類を、ドラム缶充てん作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積みの状態で取り扱っている場合(貯蔵を目的とする場合を除く。)においては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にしてその周囲に屋外貯蔵所に準じた保有空地を確保するとともに防火上安全な措置を講じさせること。
- (2) 地階に設けることができる一般取扱所(昭和36年5月10日自消甲予発第25号通知)
次に掲げる場合は地階に危険物施設を設置することができるものであること。
ア 圧延機のオイルセラーその他潤滑油の循環工程を行うタンクを設置する場合
イ ボイラー室、発電機室等及びそれらに附属するタンクを設置する場合
- (3) 発電所、変電所等の一般取扱所(昭和40年9月10日自消丙予発第148号通知)
発電所等については、次によること。
なお、発電所等には、自家用の変電設備等も含まれるものであること。
ア 発電所等に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては危険物の取扱数量に算定しないこと。
なお「これらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの」には、油入ケーブル用のヘッドタンク及び第5-14図のような変圧器油を冷却するための附属設備(別置型冷却器)等がある。



第 5 - 14 図 変圧器油を冷却するための附属設備

- イ 一般取扱所に該当する発電所等の位置、構造及び設備については、危政令第 23 条の規定を適用し、危政令第 19 条において準用する危政令第 9 条第 6 号から第 9 号まで及び第 12 号の規定は適用しないことができること。
- (4) 自衛隊駐屯地等 (昭和 36 年 5 月 10 日自消甲予発第 25 号消防庁予防課長)
- ア 第一石油類又は第二石油類を容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合は、一般取扱所として規制し、空地の幅については屋外貯蔵所の空地の幅に準じること。
- イ 覆土式の屋外タンク貯蔵所を設置することができる。
- ウ トンネル内において危険物を貯蔵する場合においては、タンクによる貯蔵にあつては屋内タンク貯蔵所と、ドラム缶による貯蔵にあつては屋内貯蔵所として規制し、建築物に関する規定は適用しないこと。
- (5) 共同住宅等の燃料供給施設については、共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について (平成 15 年 8 月 6 日消防危第 81 号通知) によること。
- (6) トラックターミナルの一般取扱所 (昭和 57 年 8 月 11 日消防危第 82 号質疑)
- ア 一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場 (プラットホーム) 及び停留所・集配車発着所並びに荷扱場と一体の事務所とすること。
- イ 当該一般取扱所において取り扱うことができる危険物は、第 4 類の危険物に限ること。
- ウ 危険物の取扱いについては、次によること。
- (ア) 当該一般取扱所では一般貨物も取り扱うことができるものであること。
- (イ) 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限るものであること。
- (ウ) (イ) 取扱場所は、荷扱場に限るものとする。
- (エ) 一時保管は、危険物を置く場所を白線等で明示し、一般貨物と区分して置くも

のとすること。

エ 危険物の数量算定及び取り扱うことができる数量は、次によること。

(ア) 当該一般取扱所における危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもって算定すること。

(イ) 取り扱うことができる数量は、指定数量の10倍未満とすること。

オ 一般取扱所の位置、構造及び設備は、次によること。

(ア) 保有空地は、危政令第19条第1項の規定を適用すること。

(イ) 危険物を取り扱う部分には壁を設けないこと。

(ウ) 危険物を取り扱う部分の屋根は不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふくこと。

なお、採光のために必要最小限の網入ガラスを使用して差し支えないものであること。

(エ) 危険物を取り扱う部分の床面はコンクリート舗装とすること。

なお、排水溝及びためますを設置しないことができるものであること。この場合、その代替として油吸着剤又は乾燥砂を備蓄すること。

(オ) 停留所及び集配車発着所の地盤面はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示すること。また、外周部の周囲には排水溝を設けるとともに油分離装置を設置すること。

(カ) 消火設備等は、次によること。

あ 一般貨物を扱うので第1種屋外消火栓設備を設置する。

い 危険物対応として、荷扱場に第4種消火設備を半径30メートルの円の面積に1個以上設置すること。

う 既設対象物は、法第17条基準により屋内消火栓設備等が設置され、良好に維持管理されている場合は適合とする。

え 自動火災報知設備を設置すること。

お 危険物取扱者を1名以上確保すること。

(7) 動植物油類の一般取扱所（平成元年7月4日消防危第64号質疑）

ア 規制範囲

(ア) 動植物油類を10,000リットル以上貯蔵する屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクに附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあつては、配管とタンクの接続部）までが一般取扱所として規制の対象となること。

(イ) 動植物油類を10,000リットル以上貯蔵する屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクに附属する払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合、払出先が製造所又は一般取

扱所となる場合には、払出先の附属配管となり、払出先が複数の少量危険物施設の場合には、1日に指定数量以上通過する配管に限り、一般取扱所としての規制の対象となること。

イ 保安距離は、外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に確保する必要があること。

ウ 保有空地は、必要としないこと。

エ 配管部分については、危政令第9条第1項第21号の配管の基準によるものとする

(8) 小口詰替専用の一般取扱所の取扱いについて (平成元年7月4日消防危第64号質疑)

ア 平成2年5月23日以前に設置完成している小口詰替専用の一般取扱所は、改めて危規則第28条の54第5号に規定する詰替えの一般取扱所としての許可を受ける必要はなく、また、詰替えの一般取扱所として許可を受けたものとはみなせないものであること。(危政令第19条第1項適用取扱所の危政令第23適用施設)

イ 平成2年5月23日施行の改正危政令で、遡及適用となる事項は、掲示板の指定数量の倍数記入及び取り扱う危険物が灯油又は軽油である場合は、地下貯蔵タンクの注入口付近に静電気を有効に除去するための接地電極の設置である。

ウ 危規則第28条の54第5号に規定する詰替えの一般取扱所は、消火困難な製造所等となり第4種の消火設備の設置が必要であることから、同様な危険物の取扱形態である小口詰替専用の一般取扱所についても第4種の消火設備の設置について指導すること。

エ 小口詰替専用の一般取扱所においては、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を拡大する変更は認められないこと。

(9) 複数の取扱形態を有する一般取扱所 (平成10年3月16日消防危第28号通知)

ア 次の(ア)あからきまでに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、(イ)及び(ウ)に適合し、かつ、イ(ア)から(シ)までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、危政令第23条の規定を適用し、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定((ア)お及びかに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあっては第18号及び第19号の規定を含む。)を適用しないことができるものであること。

(ア) 危険物の取扱形態

あ 塗装、印刷又は塗布のために危険物(第2類の危険物又は第4類の危険物(特殊引火物を除く。))に限る。)を取り扱う形態

い 洗浄のために危険物(引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。)を取り扱う形態

う 焼入れ又は放電加工のために危険物(引火点が70度以上の第4類の危険物に

限る。)を取り扱う形態

え ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態

お 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

か 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

き 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(イ) 建築物に設けられた一般取扱所であること。

(ウ) 指定数量の倍数が30未満であること。

イ 一般取扱所の位置、構造及び設備

(ア) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（ア（ア）え及びおに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）

(イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

(ウ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（ア（ア）お及びかに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）

(エ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあつては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、ア（ア）あ又はいに掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあつては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

(オ) ア（ア）えに掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあつては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。

(カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、ア（ア）お及びかに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあつては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。

(キ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア（ア）うに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。

(ク) 危険物を加熱する設備（ア（ア）い又はきの危険物の取扱形態を有する設備に

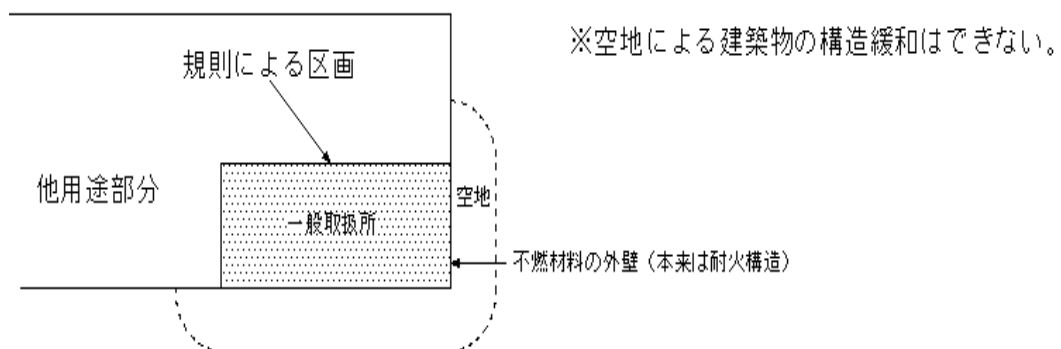
- 係るものに限る。)には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- (ケ) ア (ア) きの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- (コ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性蒸気等が滞留するおそれがない場所に火花等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
- (サ) 危規則第 33 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危規則第 34 条第 2 項第 1 号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第 1 種、第 2 種及び第 3 種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 4 種の消火設備を設けないことができること。
- (シ) 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで及び危規則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号の基準に適合するものであること。

6 危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所

(1) 共通事項

ア 危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所は、同条第 1 項で規定する一般取扱所の特例であるので、危規則で定める技術上の基準に対する特例は認められないものであること。

たとえば、危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号には「建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする」と規定されているが、当該外壁のうち周囲に空地があり、かつ、延焼のおそれのある外壁が存しない場合、危政令第 23 条による基準の特例を適用して、当該外壁を不燃材料で造るという運用は行わないこと（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）。（第 5-15 図参照）



第 5-15 図 基準に適合しない場合の例

イ 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、「建基令の規定に基づき耐火構造を指定」（平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1399 号）第 1 の 1 のトに規定する「高温高圧蒸

気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが 7.5 センチメートル以上のもの」が該当すること。

ウ 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する他の部分とを区画する壁に、防火上有効なダンパー等を設置した場合は、当該壁に換気設備又は可燃性蒸気排出設備を設けて差し支えないものであること。(平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑)

エ 部分規制の一般取扱所に設ける避雷設備は、当該一般取扱所の存する建築物を有効に保護できるように設置すること。

(2) 吹付塗装作業等の一般取扱所

ア 吹付塗装作業等の一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 55 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)

イ これに該当する作業形態としては次のようなものがあること。

(ア) 焼付塗装、静電塗装、ハケ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業

(イ) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業

(ウ) 光沢加工、ゴム糊、接着剤などの塗布作業

(3) 洗浄作業の一般取扱所

ア 洗浄作業の一般取扱所の技術上の基準は、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項若しくは第 3 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。(平成 10 年 3 月 4 日消防危第 19 号通知)

イ 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 2 号に規定する「危険物の過熱を防止することができる装置」とは、次の装置が該当するものであること。

(ア) 危険物の温度を自動的に設定温度以下に制御できる装置又は機構のもの

(イ) 引火又は着火を防止できる装置又は機構のもの

(ウ) 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構のもの

(4) 焼入れ作業等の一般取扱所

ア 焼入れ作業等の一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 56 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 56 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)

イ 焼入装置には、加熱装置(炉)及び焼入槽が一体となったもの、分離しているも

のがあるが、いずれも本基準を適用することができる。

ウ 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されることとなっているので、貼付済のものを設置するよう指導すること。

(5) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所

ア ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所の技術上の基準は、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の57第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の57第2項、第3項若しくは第4項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、危規則第28条の57第2項又は第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。

(平成10年3月4日消防危第19号通知)

イ 危規則第28条の54第3号の「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」には、ディーゼル発電設備は含まれること。(平成元年7月4日消防危第64号質疑)

なお、自動車等の内燃機関の試験を行う装置は含まれないものであること。

ウ 危規則第28条の57第2項第2号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。

(ア) 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

(イ) 停電時安全装置

作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険がない構造であるもの

(ウ) 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

(エ) からだき防止装置

ボイラーに水を入れないで運転した場合又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置

(オ) 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動

的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの。

エ ガスを燃料とするボイラーに炎監視装置、ガス検知装置、ガス緊急遮断装置及び対震安全装置を設けた場合には、ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所と同一の室に設置して差し支えないものであること。

オ 危規則第 28 条の 57 第 3 項第 2 号に規定する「排水溝」は、配管ピットと兼用することができる。

(6) 充てんの一般取扱所

ア 充てんの一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 58 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)

イ 危険物を車両に固定されたタンクに注入する設備（以下「充てん設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替設備」という。）を兼用して設けることができること。ただし、その場合でも、危険物を取り扱う空地は、それぞれ別に設けること。

ウ 充てん設備の周囲に設ける空地及び詰替設備の周囲に設ける空地のためす（油分離装置を設ける場合を含む。）及び排水溝は、兼用することができること。

エ 充てん設備の周囲に設ける空地は、当該一般取扱所において危険物を充てんする移動タンク貯蔵所等の車両がはみ出さない広さとする事。

オ 詰替設備の周囲の空地においては、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものであること。

カ 詰替設備として固定注油設備を設ける場合は、危規則第 25 条の 2（第 2 号ハからヘまで及び第 4 号を除く。）に規定する固定給油設備等の構造基準の例によること。

キ 詰替設備には、急激な圧力を防止するため定流量器等を設けるようにすること。

(7) 詰替えの一般取扱所

ア 詰替えの一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 59 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)

イ 同一敷地内に複数の当該施設を設けることができるものであること。

ウ 危険物の保有は、地下専用タンクに限られるものであること。ただし、当該詰替えの一般取扱所以外の場所に設けられた屋外タンク貯蔵所等と専用タンクとを配管で接続する場合は、この限りでない。

エ 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 8 号に規定する「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者の所有等する敷地の境界ではないこと。

オ 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 10 号に規定する「へい又は壁」を道路境界線に設けても敷地境界線とみなすことはできないこと。

カ 当該施設を耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であって、一般取扱所の地盤面から高さが 2 メートル以下の部分に開口部のないものに限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設のへい又は壁とみなして差し支えないものであること。

なお、高さ 2 メートルを超える部分に設ける開口部については、防火設備とすること。

キ 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 10 号に規定する「へい又は壁」の基準は、給油取扱所の基準の例によるものであること。

ク 地下専用タンクのふたの厚さが 30 センチメートルを確保できる場合には、当該ふたに排水溝を設けても差し支えないものであること。

(8) 油圧装置等を設置する一般取扱所

ア 油圧装置等を設置する一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 60 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか、指定数量の倍数が 30 以上 50 未満の施設については、危規則第 28 条の 60 第 2 項又は第 3 項のいずれかの特例基準も選択することも可能であること。また、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危規則第 28 条の 60 第 2 項若しくは第 3 項又は第 4 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。
(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)

イ 可動部分の配管に高圧ゴムホースを使用することについては、使用場所周囲の温度又は火気の状態、ゴムホースの耐圧性能、点検の頻度等を総合的に考慮し、認めることができること。

ウ 油圧装置等に内蔵されているタンク以外のタンクのうちその容量が指定数量の 5 分の 1 以上のものにあつては、20 号タンクに該当するので、危政令によるタンク検査が必要であること。

(9) 切削装置等を設置する一般取扱所

切削装置等を設置する一般取扱所の技術上の基準は、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項若しくは第 3 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであること。(平成 10 年 3 月 4 日消防危第 19 号通知)

(10) 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所

熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 60 の 3 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、特例基準により当該一般取扱所を設置

する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであること。(平成10年3月4日消防危第19号通知)

7 危政令第19条第3項の一般取扱所

高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う一般取扱所については、危規則第28条の61又は第28条の62に定める基準並びに危政令第19条第1項の基準及び第2項の基準(充てんの一般取扱所に限る。)のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(平成元年3月1日消防特第34号、消防危第14号通知)

8 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の一般取扱所

危規則第28条の64及び第28条の65で特例を定めていない事項については、危政令第19条第1項の基準が適用になるものであること。(平成元年3月1日消防特第34号、消防危第14号通知)

9 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(平成11年6月2日消防危第53号)によること。

根拠法	危政令	根拠条文	第 10 条	処分権者	消防長
-----	-----	------	--------	------	-----

第 6 屋内貯蔵所

1 平家建の独立専用建築物の屋内貯蔵所

- (1) 屋内貯蔵所は、浄化槽、下水道配管等の地下工作物の上部には設けられないものであること。
- (2) 保安距離
保安距離は、製造所の例によること。なお、屋内貯蔵所にひさし又は上屋を設ける場合の起算点は、当該ひさし又は上屋の先端とすること（昭和 57 年 5 月 11 日消防危第 57 号質疑）。
- (3) 保有空地
危政令第 10 条第 1 項第 2 号の表に掲げる保有空地は、製造所の例によること。この場合の起算点は、当該ひさし又は上屋の先端とすること（昭和 57 年 5 月 11 日消防危第 57 号質疑）。なお、同表中において空地の幅が空欄のものにあつては、点検等を行うことができる幅の空地を確保すること。
- (4) 標識及び掲示板
危政令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する「標識及び掲示板」は、製造所の例によること。
- (5) 貯蔵倉庫の軒高
危政令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいうものであること（平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号消防危第 14 号通知）。
- (6) 貯蔵倉庫の床面積
危政令第 10 条第 1 項第 5 号に規定する「床面積」には、(8) に掲げる上屋の面積を含めるものであること。
- (7) 貯蔵倉庫の構造
外壁のない貯蔵倉庫は、認められないものであること。
- (8) ひさし又は上屋
日除け、雨除けのために設けるひさしの長さは 1 メートル以下とすること。ただし、荷さばきのための上屋については、使用形態等により設置することができること。
なお、当該上屋の構造等については、次によること。
ア 上屋は、荷さばきのための用途以外の用途として使用しないこと。
イ 上屋は、2 方向以上が開放されていること。
ウ 上屋は、延焼のおそれのある外壁又はこれに相当する部分を有しないこと。
- (9) 屋根の構造

危政令第10条第1項第7号に規定する「屋根」については、軽量の耐火構造としても差し支えないこと。

(10) 出入口の大きさ

危政令第10条第1項第8号に規定する「出入口」に防火設備を設ける限り、その大きさについては制限はないものであること（昭和45年4月21日消防予第72号質疑）。

(11) 禁水性物品等の貯蔵倉庫の床の構造

危政令第10条第1項第10号に規定する「水が浸入しない構造」は、床を周囲の地盤面より高くすること等をいうものであること。

(12) 液状の危険物の貯蔵倉庫の床の構造

危政令第10条第1項第11号に規定する「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがあること。

(13) 架台等の構造

ア 耐震対策（平成8年10月15日消防危第125号）

(ア) 架台の構造について

架台は、地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造とすること。

この場合、設計水平震度（ K_h ）は、0.48とする。

また、設計鉛直震度は設計水平震度の1/2とする。

ただし、高さが6メートル以上の架台にあっては応答を考慮し、修正震度法によるものとする。

なお、高層倉庫等で架台が建屋と一体構造となっているものについては、建築基準法によることができること。

(イ) 修正震度法による計算

あ 架台の各段の設計水平震度

架台の各段の設計水平震度（ $K_{h(i)}$ ）は、次の式により求めた値とする。

$$K_{h(i)} = 0.48 \cdot {}_{3(i)}$$

${}_{3(i)}$ ：高さ方向の震度分布係数

$${}_{3(i)} = \frac{1}{W_i} \left\{ \left(\sum_{j=1}^n W_j \right) \times A_i - \left(\sum_{j=i+1}^n W_j \right) \times A_{i+1} \right\}$$

ただし、 $i = n$ の場合、() 内は第1項のみとする。

W_i ： i 段の固定荷重と積載荷重の和

A_i ：各段の設計水平震度の分布係数

n ：架台の段数

$$A_i = 1 + (1 / \sqrt{{}_i - {}_i 2T / (1 + 3T)})$$

${}_i$ ：架台の A_i を算出しようとする第 i 段の固定荷重と積載荷重の和を当該架

台の全固定荷重と全積載荷重の和で除した数値

T : 架台の設計用一次固有周期で、次の式により求めた値 (秒)

$$T = 0.03 h$$

h : 架台の全高さ (m)

架台の固有値解析を行った場合は、その値を用いることができる。

い 架台の各段に作用する地震力

架台の各段に作用する地震力 (P_i) は、次の式により求めた値とする。

$$P_i = W_i \times K_{h(i)}$$

う 架台の各段に作用する転倒モーメント

架台の各段に作用する転倒モーメント (M_i) は、次の式により求めた値とする。

$$M_i = \sum_{j=i+1}^n P_j \times H_j - H_i$$

H_i : 第 i 段の高さ

架台地盤面に作用する転倒モーメント (M_o)

$$M_o = \sum_{j=1}^n (P_j \times H_j)$$

イ 架台は、人が載って作業をしない構造とすること。

ウ 木製のすのこ、パレット等移動可能なもので、かつ、危険物の貯蔵又は取扱いのため必要なものは、設置して差し支えないものであること。

エ 架台は次によること。

(ア) 危政令第 10 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する「架台」には、貯蔵する容器が容易に転倒、落下及び破損等しない措置が講じられていること。

(イ) 危規則第 16 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に規定する「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、当該架台に不燃材料でできた柵等を設けることをいう。(平成元年 7 月 4 日消防危第 125 号質疑)

オ 移動ラックを設ける場合は、次によること。

(ア) 移動ラックは、危険物の容器を出し入れするために移動する場合を除き、貯蔵倉庫の床に固定できる構造のものであること。

(イ) くぼみ式のレールを使用する移動ラックにあつては、当該くぼみをためますに直結すること。

(14) 採光、照明、換気及び排出の設備

ア 危政令第 10 条第 1 項第 12 号に規定する「採光及び照明の設備」は、製造所の例によること。

イ 同号に規定する「換気及び排出の設備」については、「第18 換気設備等」によること。

ウ 屋内貯蔵所に貯蔵する危険物が冬季に結晶する場合は、床置き放熱器（温水循環式）により貯蔵所内を保温して差し支えないこと。また、危険物を収納する容器から危険物の漏えいを有効に検知できる装置を設けた場合にあっては、換気設備を設けないこととして差し支えないこと。（昭和46年6月1日消防危第93号通知）

(15) 避雷設備

危政令第10条第1項第14号及び危規則第16条の2に規定する「避雷設備」は、「第20 避雷設備」によること。

2 平家建以外の独立専用建築物の屋内貯蔵所

(1) 貯蔵倉庫に階段を設ける場合は、専用の階段室を設ける場合を除き、屋外に設けること。

(2) 危政令第10条第2項第4号ただし書に規定する「階段室」には、エレベーター等は含まないものであること。

3 他用途を有する建築物に設置する屋内貯蔵所

(1) 危政令第10条第3項に規定する技術上の基準に適合する屋内貯蔵所を設ける場合、建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わないものであること。（平成元年7月4日消防危第64号質疑）

(2) 危政令第10条第3項に規定する技術上の基準に適合する屋内貯蔵所を同一の階において、隣接しないで2以上設けることができること。（平成元年7月4日消防危第64号質疑）

(3) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画しても耐火構造以外の構造は認められないものであること。（平成元年7月4日消防危第64号質疑）

(4) 危政令第10条第3項第4号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、「建基令の規定に基づき耐火構造を指定」（昭和39年建設省告示第1675号）第2の1のへに規定する「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5センチメートル以上のもの」が該当すること。

(5) 危政令第10条第3項第5号に規定する「出入口」は、屋外に面していなくても差し支えないこと。（平成元年7月4日消防危第64号質疑）

(6) 危政令第10条第3項第6号に規定する「窓を設けない」とは、出入口及び換気設備等の開口部以外の開口部を有してはならないことを意味するものであること。（平成元年3月1日消防特第34号、消防危第14号）

(7) 危政令第10条第3項においてその例によるとされる「避雷設備」は、屋内貯蔵所の存する建築物全体を有効に保護できるものであること。

4 特定屋内貯蔵所

(1) 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所については、危規則第16条の2の3に定める基準又は危政令第10条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者に

において選択できるものであること。(平成元年3月1日消防特第34号、消防危第14号)

5 高引火点危険物の屋内貯蔵所

高引火点危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、危規則第16条の2の4から第16条の2の6までに定める基準又は危政令第10条第1項、第2項及び第4項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(平成元年3月1日消防特第34号、消防危第14号)

6 指定過酸化物質又はアルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所

危規則第16条の4及び第16条の6で特例を定めていない事項については、危政令第10条第1項の基準が適用になるものであること。(平成元年3月1日消防特第34号、消防危第14号通知)

7 タンクコンテナに収納して貯蔵する場合の基準(平成10年3月27日消防危第36号通知)

危政令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の基準のうち構造及び設備の技術上の基準に適合する移動貯蔵タンク並びに「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱に関する運用基準について」(平成4年6月18日消防危第53号通知)に示す国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナに限り、屋内貯蔵所に貯蔵しても差し支えないこと。

8 造林事業に伴い設置する屋内貯蔵所(昭和38年12月6日自消丙予発第76号通知)

造林事業の機械化及び能率化に伴い、山林において使用するチェーンソー等の機械器具の燃料及び除草剤としての塩素酸塩類等の屋内貯蔵所については、危政令第23条の基準を適用し次により取り扱って差し支えないものであること。

(1) 山間部に設置するもので、周囲に相当の空地を有し、かつ、貯蔵倉庫の周囲に「さく」等を設けて屋内貯蔵所の範囲を明確にしておくことができる場所であること。

(2) 第1類の危険物と第4類の危険物は、同一の屋内貯蔵所に貯蔵しないこと。

(3) 構造及び設備は、次によること。

ア 危政令第10条第1項第6号に規定する貯蔵倉庫の壁及び柱は、不燃材料で造ることができること。

イ 危政令第10条第1項第9号に規定するガラスは、難燃性の合成樹脂板(昭和36年3月6日付建設省告示第277号によるもの。)とすることができること。

ウ 危政令第10条第1項第11号の規定は適用しないことができること。

エ 危政令第10条第1項第12号に規定する可燃性蒸気を屋根上に排出する設備については、貯蔵倉庫の床面に近い壁の部分に40メッシュ程度の金属製の網を張った通気口を設けた場合には、その設置を要しないものであること。

オ 危政令第10条第1項第14号に規定する避雷設備については、貯蔵倉庫が金属製の場合、貯蔵倉庫を接地することで足りるものであること。

カ 危政令第21条の規定は適用しないことができること。

キ 塩素酸塩類を貯蔵する屋内貯蔵所にあつては、危政令第10条第1項第12号及び

- 第 14 号の規定は適用しないことができること。
- ク 危規則第 34 条に該当する第 4 類の危険物を貯蔵する屋内貯蔵所にあつては、第 4 種の消火設備を、第 1 類の危険物を貯蔵する屋内貯蔵所にあつては、水バケツを設置することで足りるものであること。

根拠法	危政令	根拠条文	第 11 条	処分権者	消防長
-----	-----	------	--------	------	-----

第 7 屋外タンク貯蔵所

1 タンクの容積の算定

- (1) 楕円形又は円筒型のタンクについては、危規則第 2 条によるほか実計算によること。
- (2) 中仕切りタンクにあつては、空間容積は間仕切りにより仕切られた室ごとに算定をすること。
- (3) 縦置円筒型のタンクのうち、機能上屋根を放爆構造にできない圧力タンクにあつては、屋根の部分も内容積に含めるものであること。

2 保安距離

- (1) 危政令第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「保安距離」は、製造所の例によること。
- (2) 保安距離の起算点は、次によること。
 - ア 屋外貯蔵タンクの側板とすること。
 - イ 危政令第 11 条第 1 項第 16 号に規定する「被覆設備」を設けた場合は、当該被覆設備の先端からとすること。
 - ウ 側板の周囲に保温材を使用する場合は、当該保温材とすること。

3 敷地内距離（昭和 51 年 7 月 8 日消防危第 22 号通知）

危政令第 11 条第 1 項第 1 号の 2 に規定する「敷地内距離」は、次によること。

- (1) 敷地境界線と屋外タンク貯蔵所の間に製造所等が存していても、敷地境界線と屋外貯蔵タンクの側板までの距離として差し支えないこと。
- (2) 危規則第 19 条の 2 第 2 号に規定する「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ない」場合及び同条第 4 号に規定する「敷地境界線の外縁に、告示で定める施設が存在する」場合には、何らの措置を講じなくても、市町村長が定めた距離とすることができること。ただし、「敷地境界線の外縁に、危告示で定める施設」として危告示第 68 条の 2 第 3 号に該当する道路には、当該屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地の周囲に存する道路の状況から避難路が確保されていないと判断されるものについては、該当しないものとして運用すること。

この場合において「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ない」ものとしては、屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地に隣接して次のいずれかのものが存在する場合等であること。なお、これらのものが二以上連続して存する場合も同様であること。

- ア 海、湖沼、河川又は水路
- イ 工業専用地域内の原野と無指定地域内の農地及び原野
- ウ 工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが確実である埋立中の土地

(3) (2) に掲げる場合以外で、敷地内距離を減少させる場合には、防火上有効な塀及び水幕設備等の設置が必要であること。なお、緑地（都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号のものをいう。）、公園、道路（危告示第 68 条の 2 第 3 号に規定する道路以外のものをいう。）等が事業所に隣接する場合においても、防火上有効な塀、水幕設備等を設置しなければ当該距離を減少することができないものであること。

なお、防火上有効な塀及び防火上有効な水幕設備の設置については、「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい又は水幕設備の設置について」（昭和 52 年 4 月 28 日消防危第 75 号通知）別紙「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」によること。

(4) 特殊な形態の屋外貯蔵タンクの直径等の数値の算定

ア 角型のタンクにあつては、最大液表面積を円の面積に置き換え、そのときの直径の値を直径等の数値とすること。

イ 円筒横置型のタンクにあつては、タンクの鏡の部分も含んだ横の長さを直径等の数値とすること。

(5) タンクの高さとは、特段の規定がない限りいずれの型のタンクも防油堤内の地盤面からタンク頂部（縦置円筒型のタンクにあつては胴の頂部）までの高さとする。

4 保有空地

(1) 危政令第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「保有空地」は、製造所の例によること。

(2) 保有空地の起算点は、次によること。

ア 屋外貯蔵タンクの側板とすること。

イ 危政令第 11 条第 1 項第 16 号に規定する「被覆設備」を設けた場合は、当該被覆設備の先端からとすること。

ウ 側板の周囲に保温材を使用する場合は、当該保温材とすること。

5 標識及び揭示板

危政令第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「標識及び揭示板」は、製造所の例によるほか、次によること。

(1) タンク側板に直接表示することは認められないこと。

(2) タンク群（一の防油堤内に複数のタンクを設ける場合に限る。）にあつては、次によること。

ア 標識は、タンク群ごとに 1 枚でよいこと。

イ タンク群における標識及び揭示板は、見やすい箇所に一括して設けることができるものであること。ただし、この場合、揭示板と各タンクが対応できるような措置を講じておくこと。

6 タンクの構造

(1) 危政令第 11 条第 1 項第 4 号に規定する「3.2 ミリメートル以上の鋼板」には、危規則第 20 条の 5 第 1 号に規定する鋼板及びこれと同等以上の機械的性質を有する鋼板も

含まれるものであること。

(2) 危政令第11条第1項第4号に規定する「圧力タンク」は、次によること。

ア 最大常用圧力が正圧又は負圧で5キロパスカルを超えるものとする。こと。(ろ)

イ 負圧タンクの水圧試験は、当該負圧の数値の絶対値に相当する圧力の1.5倍の水圧をタンクに加えて行うことができること。(平成9年10月22日消防危第104号質疑)

(3) 電気式加熱保温設備

ア 屋外貯蔵タンクの加熱装置として、ニクロム線を絶縁パイプで包んだ電熱器(温度調節装置等を備えたものに限る。)を使用して差し支えないこと。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)

イ M I ケーブルを使用して加熱保温する場合、次によるときは認めて差し支えないこと。(昭和55年10月15日消防危第126号質疑)

(ア) タンク本体の加熱保温

あ タンク側板にM I ケーブル固定金具を点溶接し、それにM I ケーブルを敷設する。

い タンク外部の保温は保温材(ロックウール、けい酸カルシウム、グラスウール等)で覆い、防水材を巻きつけ外装をカラー鉄板で覆う。

う 温度はタンク壁に防爆型白金測温抵抗体を温度コントロール用及び警報用として取り付け遠隔指示される。

(イ) 配管の加熱保温

あ 配管にはM I ケーブルを亜鉛引鉄線でトレースし、下巻材(亜鉛引鉄板)で覆い、更に保温材(けい酸カルシウム)を取り付け、防水材を巻き、外装をカラー鉄板で覆う。

い 配管内の温度は防爆型白金測温抵抗体を取り付け、遠隔指示される。

(ウ) 保安装置

あ 監視室に保安装置を設置し、常に使用状態を監視する。

い 故障時(漏電事故、過電流事故、異常過熱事故等)には、警報表示ランプの点灯及び警報を発するとともに自動的に電源を遮断する。

ウ 屋外貯蔵タンク及び配管に電気式加熱保温設備(自己制御型ヒーター、オート・トレース)の設置は認めて差し支えないこと。(昭和58年12月1日消防危第127号質疑)

(4) タンクの保温材

タンク側板に保温材を設ける場合は、材質は不燃性又は難燃性のものとし、次によること。

ア 保温材の外装材等から雨水が浸入するのを防止するための有効な措置を講ずること。

イ 側板最下端の溶接部等を点検するために必要な範囲は、施工を行わないこと。

ウ 保温材を施工する部分のタンク外面には、有効なさびどめ塗装を行うこと。

エ 保温材としてウレタンフォームを使用する場合は、当該ウレタンフォームの外部を鉄板等で被覆すること。(昭和43年4月23日消防予第127号質疑)

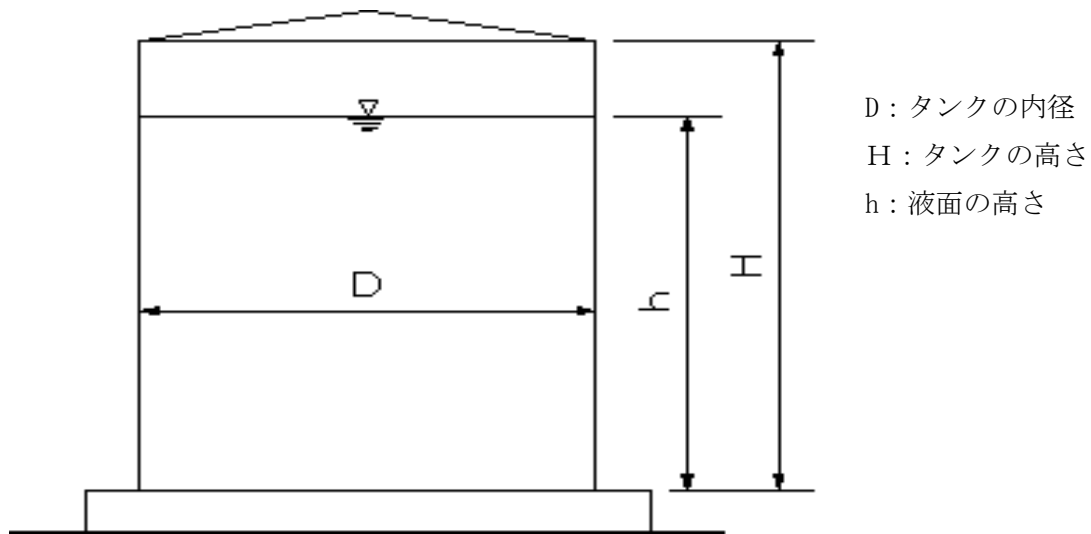
(5) 濃硝酸を貯蔵する屋外貯蔵タンクの材質は、アルミニウムとすることができること。

(昭和40年4月8日自消丙予発第66号質疑)

7 耐震、耐風圧構造

(1) 500キロリットル未満の屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造計算式

ア タンクの構造



イ 計算条件

タンクの自重 : W_T 貯蔵危険物の重量 : W_L
 設計水平震度 : Kh (0.48) 設計鉛直震度 : Kv (0.24)

ウ 転倒の検討

(ア) 満液時における転倒モーメント及び抵抗モーメント (地震時)

$$\text{転倒モーメント} = (W_T \times Kh \times H/2) + (W_L \times Kh \times h/2) \text{ (単位 ton} \cdot \text{m)}$$

$$\text{抵抗モーメント} = (W_T + W_L) \times (1 - Kv) \times D/2 \text{ (単位 ton} \cdot \text{m)}$$

抵抗モーメント > 転倒モーメントとなれば転倒しないものと考えられる。

(イ) 空液時における転倒モーメント及び抵抗モーメント (風圧時)

風圧力を P_w とする。

$$P_w = (\text{風荷重}) \times (\text{タンクの垂直断面積})$$

風荷重: 危険物告示第4条の19第1項により算出したもの

$$\text{転倒モーメント} = P_w \times H/2 \text{ (単位 ton} \cdot \text{m)}$$

$$\text{抵抗モーメント} = W_T \times D/2 \text{ (単位 ton} \cdot \text{m)}$$

抵抗モーメント > 転倒モーメントとなれば転倒しないものと考えられる。

エ 滑動の検討

タンク底板と基礎上面との間の摩擦係数を μ (0.5) とする。

(ア) 地震時

$\mu(1-Kv) > Kh$ となれば、空液時及び満液時ともに滑動しないものと考えられる。

(イ) 風圧時

滑動力=風圧力 (P_w) > 抵抗力= $W_T \times \mu$ となると強風時にはタンクの滑動が予想される。したがって、タンクの滑動を防止するために必要な貯蔵危険物の液面の高さ h' は、次のようになる。

$$h' = \frac{(\text{滑動力}) - (\text{抵抗力})}{(\text{タンクの底面積}) \times (\text{貯蔵危険物の比重}) \times \mu}$$

(2) 危規則第 21 条第 1 項の「堅固な地盤又は基礎の上に固定したもの」の「固定」とは、支柱が直接タンクにつかず、タンクに巻いたアングル等についているか又は底板の縁が基礎ボルト等で固定されていることをいうものであること。(昭和 35 年 7 月 6 日自消乙予発第 2 号質疑)

(3) 危政令第 11 条第 1 項第 5 号に規定する「支柱」とは、屋外貯蔵タンクの下方に設けられる柱をいい、当該支柱の構造は、危政令で例示するもののほか、次の構造のものがあること。

(昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知)

ア 鉄骨を、塗厚さ 4 センチメートル (軽量骨材を用いたものについては 3 センチメートル) 以上の鉄網モルタルで覆ったもの

イ 鉄骨を、厚さ 5 センチメートル (軽量骨材を用いたものについては 4 センチメートル) 以上のコンクリートブロックで覆ったもの

ウ 鉄骨を、厚さ 5 センチメートル以上のれんが又は石で覆ったもの

エ 鉄骨を厚さが 3 センチメートル以上の吹付石綿 (かさ比重が 0.3 以上のものに限る。) で覆ったもの

オ 石綿けい酸カルシウム成型板で 60 分耐火としたもの

8 異常内圧放出構造

危政令第 11 条第 1 項第 6 号に規定する「内部のガス又は蒸気を上部に放出することができる構造」は、次によること。

(1) 縦置型タンク

ア 屋根板を側板より薄くし、補強材等を接合していないもの

イ 屋根板と側板の接合を側板相互又は側板と底部との接合より弱く (片面溶接等) したもの

(2) 横置型タンク

異常上昇内圧を放出するため、十分な放出面積を有する局所的な弱い接合部分を設

けたもの

9 タンク底板以外のさびどめ塗装

危政令第11条第1項第7号に規定する「さびどめのための塗装」は、ステンレス鋼板等腐食しがたい材料で造られているタンクについては、適用しないことができる。

10 タンク底板の防食措置

(1) 危政令第11条第1項第7号の2に規定する「底板の外面の腐食を防止するための措置」を講ずる場合において、防食材料としてオイルサンドの使用は認められないこと。

(2) アスファルトサンドの施工方法

ア タンク敷設基礎地盤面は、アスファルトサンド敷設前に十分整地され、堅固な基礎に仕上げられていること。

イ 施工範囲は、タンク側板から60センチメートル程度までとすること。

ウ 施工厚さは、5センチメートル以上とし、硬化前に転圧し仕上げること。

エ 底板の外周部は、コンクリートモルタル、アスファルト等により防水の処置を行い、底板外面に水分が浸入しない構造とすること。

オ 表面の仕上げの精度は、危告示第4条の10第6号の規定に準じること。

(3) タンク底部の雨水浸入防止措置

タンク底部のアニュラ板等外側張出し部近傍からタンク底部の下へ雨水が浸入するのを防止するための措置は、次による方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により行うこと。

ア 犬走り部の被覆は、次によること。

(ア) 被覆幅は、使用材料の特性に応じ、雨水の浸入を有効に防止することができる幅とすること。

(イ) 被覆は、犬走り表面の保護措置の上部に行うこと。

イ 被覆材料は、防水性を有するとともに、適切な耐候性、防食性、接着性及び可とう性を有するものであること。

ウ 被覆は、次の方法により行うこと。

(ア) 被覆材とアニュラ板上面及び犬走り表面との接着部は、雨水が浸入しないよう必要な措置を講じること。

(イ) 屋外貯蔵タンクの沈下等によりアニュラ板と被覆材との接着部分にすき間を生じるおそれのある場合は、被覆材のはく離を防止するための措置を講じること。

(ウ) 被覆厚さは、使用する被覆材の特性に応じ、はく離を防ぎ、雨水の浸入を防止するのに十分な厚さとすること。

(エ) 被覆表面は、適当な傾斜をつけるとともに、平滑に仕上げること。

(オ) アニュラ板外側張出し部先端等の段差を生ずる部分に詰め材を用いる場合は、防食性、接着性等に悪影響を与えないものであること。

1 1 自動表示装置

危政令第 11 条第 1 項第 9 号に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」には、次のものがあること。

(1) 気密とし、又は蒸気が容易に発散しない構造とした浮子（金属製に限る。）式計量装置

(2) 電気方式、圧力作動式又はラジオアイソトープ利用方式による自動計量装置

(3) マグネット等を用いた間接方式とし、ガラスゲージは使用しないこと。ただし、引火点が 40 度以上の危険物を貯蔵するタンクに限りガラスゲージを設けることができ、その構造は、金属管で保護した硬質ガラス等で造られ、かつ、当該ガラスゲージが破損した際に危険物の流出を自動的に停止できる装置（ボール入自動停止弁等）が取り付けられているものに限られるものであること。

1 2 注入口

危政令第 11 条第 1 項第 10 号の注入口は、次によること。

(1) 注入口は、タンクとの距離に関係なくタンクの附属設備であること。

(2) 一の注入口で二以上の屋外タンクに貯蔵所に併用するものにあつては、主たる屋外タンク貯蔵所の注入口として許可を受けること。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）なお、この場合、当該注入口をいずれのタンクの設備とするかは、次の順位によること。

ア 貯蔵する危険物の引火点が低いタンク

イ 容量が大きいタンク

ウ 注入口との距離が近いタンク

(3) 注入口の直下部周囲には、漏れた危険物が飛散等しないよう、必要に応じてためます等を設けること。

(4) 注入口は、蒸気の滞留するおそれがある階段、ドライエリア等を避けた位置とすること。

(5) 注入口付近に設ける静電気を有効に除去するための接地電極は、次によること。

ア 屋外タンク貯蔵所の避雷設備の接地極が注入口付近にある場合には、当該接地電極と避雷設備の接地極と兼用しても差し支えないものであること。（平成元年 7 月 4 日消第 64 号質疑）

イ 「その他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、特殊引火物、第一石油類及び第二石油類が該当すること。

ウ 接地抵抗値がおおむね 100 オーム以下となるように設けること。

エ 接地端子と接地導線の接続は、ハンダ付等により完全に接続すること。

オ 接地導線は、機械的に十分な強度を有する太さとすること。

カ 接地端子は、移動貯蔵タンクの接地導線と有効に接地ができる構造とし、取付箇所は、引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのない場所とすること。

キ 接地端子の材質は、導電性のよい金属（銅、アルミニウム等）を用いること。

ク 接地端子の取付箇所には、赤色の塗料等により「屋外貯蔵タンク接地端子」と表示すること。

(6) 二以上の注入口が 1 箇所に群をなして設置されている場合で、掲示板を設けなければならないときは、当該注入口群に一の掲示板を設けることをもって足りること。また、表示する危険物の品名は、当該注入口群において取り扱われる危険物のうち表示を必要とするもののみでよいこと。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

(7) 「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、注入口が屋外貯蔵タンクの直近にあり、当該タンクの注入口であることが明らかである場合、関係者以外の者が出入りしない場所にある場合等が該当すること。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

(8) 注入口付近においてタンクの自動表示装置を視認できないものにあつては、注入口付近にタンク内の危険物の量を容易に覚知することができる装置、危険物の量がタンク容量に達した場合に警報を発する装置、又は連絡装置等を設けるよう指導すること。

(9) 危政令第 27 条第 6 項第 4 号ニの規定により、引火点が 40 度未満の危険物を移動貯蔵タンクから屋外貯蔵タンクに注入するときは、移動タンク貯蔵所のエンジンを停止して行う必要があるので、当該移動タンク貯蔵所からの落差によって危険物の注入ができない場合は、屋外タンク貯蔵所に注入のためのポンプ設備が必要であること。

1.3 ポンプ設備

危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するポンプ設備は、次によること。

(1) ポンプ設備は、防油堤内に設けないこと。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

(2) ポンプ設備の保有空地については、次によること。

ア 危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 イに掲げる「防火上有効な隔壁を設ける場合」には、1 棟の工作物のなかでポンプ設備の用途に供する部分と他の用途に供する部分とが耐火構造の隔壁で屋根裏まで完全に仕切られている場合を含むものであること。（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発第 20 号通知）

イ 危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 イの規定にかかわらず、内部に人が入り点検又は補修等ができるポンプ室に設ける場合にあつては、次によることができるものであること。

(ア) 主要構造部を耐火構造とし、開口部に特定防火設備を設置した専用のポンプ室にあつては、保有空地を確保しなくても差し支えないものであること。

(イ) 危政令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 ハからチまでに規定する構造とした専用のポンプ室にあつては、保有空地の幅を 1 メートル以上（ポンプを通過する危険物の引火点が 40 度以上の場合にあつては、0.5 メートル以上）とすることができること。

ウ ポンプ相互間については、保有空地を確保しなくても差し支えないこと。

- (3) 一のポンプ設備で二以上のタンクのポンプ設備を兼ねる場合、当該ポンプ設備をいずれのタンクに附属させるかの取扱いについては、12(2)の注入口の例によること。
- (4) 二以上のポンプ設備が1箇所に群をなして設置されている場合においては、当該二以上のポンプ設備の群をもって一のポンプ設備とすること。したがって当該ポンプ設備は、その属するすべてのタンクのポンプ設備としての性格を有することとなるのでその属するどのタンクの保有空地内に置くことも可能であるが、どのタンクとの距離もタンクの保有空地の幅の3分の1以上でなければならないこと。また、取り扱う危険物により掲示板が必要な場合も一の掲示板を設置すれば足りるが、二以上の品名に係る場合は、当該二以上の品名を列記すること。この場合、設置又は変更の許可等の取扱いについては、主たるタンクのポンプ設備として取り扱うこと。(昭和40年10月26日自消乙予発第20号通知)
- (5) 「市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合」とは、12(7)の注入口の例によること。(昭和40年10月26日自消乙予発第20号通知)
- (6) ポンプ設備の電動機は、製造所の例によること。

1.4 弁

危政令第11条第1項第11号に規定する弁は、次によること。

- (1) 屋外タンク貯蔵所において使用するすべての弁が対象となるものであること。(昭和56年6月19日消防危第71号質疑)
- (2) 鋳鋼製の弁の代用として、次のものを使用して差し支えないものであること。
 - ア 工業純チタン又は工業用純ジルコニウム製の弁(昭和35年3月31日国消乙予発第23号質疑)
 - イ 耐酸性を要する弁にあつては、陶磁製品の弁(昭和37年4月6日自消丙予発第44号)
 - ウ 指定数量の倍数が10以下の屋外貯蔵タンクに設ける鋳鉄製の弁(昭和37年11月30日自消丙予発第125号質疑)
 - エ JIS G5702「黒心可鍛鋳鉄品第3種及び第4種」及びJIS G5502「球状黒鉛鋳鉄品第1種(FCD40)及び第2種(FCD45)」に適合する材料で造られた弁(平成元年7月4日消防危第64号質疑)
 - オ JIS G5121 ステンレス鋼鋳鋼品(SUS・・・)、JIS G5502 炭素鋼鍛鋼品(SF・・・)

1.5 水抜管(昭和40年10月26日自消乙予発第20号通知)

危政令第11条第1項第11号の2ただし書によりタンクの底板に水抜管を設ける場合は、次によること。

- (1) 水抜管とタンクとの結合部分及び当該結合部分の直近の水抜管の部分が、地震等の際、タンクの基礎部分に触れないよう、当該水抜管とタンクの基礎との間にその直径以上の間げきを保つこと。
- (2) 架台に支えられたタンク等、タンクの底板と地盤面との間に適当な空間を設けられ

ているものの底板に、当該タンクの水抜管とその直下の地盤面との間に間げきが保たれるように水抜管を設けること。

1.6 配管及び可撓管継手

- (1) 危政令第 11 条第 1 項第 12 号に規定する「危険物を移送する配管」とは、注入管（タンク上部に接続されているものを除く。）及び取出管をいうものであること。
- (2) 危政令第 11 条第 1 項第 12 号の 2 に規定する「配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置」の措置として可撓管継手を使用する場合には、次によること。
 - ア 「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（昭和 56 年 3 月 9 日消防危第 20 号通知）及び「可撓管継手に関する技術上の指針の取扱について」（昭和 57 年 5 月 28 日消防危第 59 号通知）によること。
 - イ 財団法人日本消防設備安全センターで行った認定試験の合格品については、上記アの運用基準の「可撓管継手に関する技術上の指針」等に適合しているので、設置等に際しては試験合格品を用いるようにすること。

1.7 避雷設備

危政令第 11 条第 1 項第 14 号に規定する「避雷設備」は、「第 20 避雷設備」によること。

1.8 防油堤

- (1) 危政令第 11 条第 1 項第 15 号の規定による防油堤は、危規則第 22 条第 2 項によるほか、「防油堤の構造等に関する運用基準について」（昭和 52 年 11 月 14 日消防危第 162 号通知）によること。
- (2) 目地
 - ア 防油堤に設ける伸縮目地は、防油堤の 1 辺の長さが 20 メートル以上の場合に必要なものであること。（平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑）
 - イ 目地部に設ける可撓性材については、「防油堤目地部の補強材の性能等について」（平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号通知）によること。なお、危険物保安技術協会で防油堤目地部の可撓性材の安全性について試験確認業務を行うので、認定されたものを使用するようにすること。
- (3) 危規則第 22 条第 2 項第 6 号の規定は、次により運用すること。
 - ア 道路は、構内道路に限らず公衆用道路でもよいが、敷地内距離を確保する必要があること。
 - イ 道路の幅員は、4 メートル以上とすること。
 - ウ 空地は、防油堤から 4 メートル以上の幅を有し、かつ、幅員 4 メートル以上の道路と接続されていること。
- (4) 危規則第 22 条第 2 項第 8 号に規定する屋外貯蔵タンクと防油堤の間に保つ距離は、タンク側板と防油堤の天端の内側までの水平距離とすること。
- (5) 危規則第 22 条第 2 項第 16 号に規定する「堤内に出入りするための階段」は、防油

堤の周長が 30 メートル未満であっても、一以上設置すること。

(6) 第 4 類の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの防油堤内には危規則第 38 条の 4 第 2 号に規定する物品を貯蔵するタンク以外のタンクは設けられないこと。

(7) 防油堤内に矮性の常緑草を植栽する場合は、認めて差し支えないこと。(平成 8 年 2 月 13 日消防危第 27 号通知)

1 9 被覆設備 (昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号質疑)

危政令第 11 条第 1 項第 16 号の固体の禁水性物品の屋外貯蔵タンクに設ける「被覆設備」は、防水性の不燃材料で造った屋根又は上屋に類似するものをいうこと。

2 0 高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所

高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所については、危規則第 22 条の 2 の基準又は危政令第 11 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)

2 1 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の屋外タンク貯蔵所

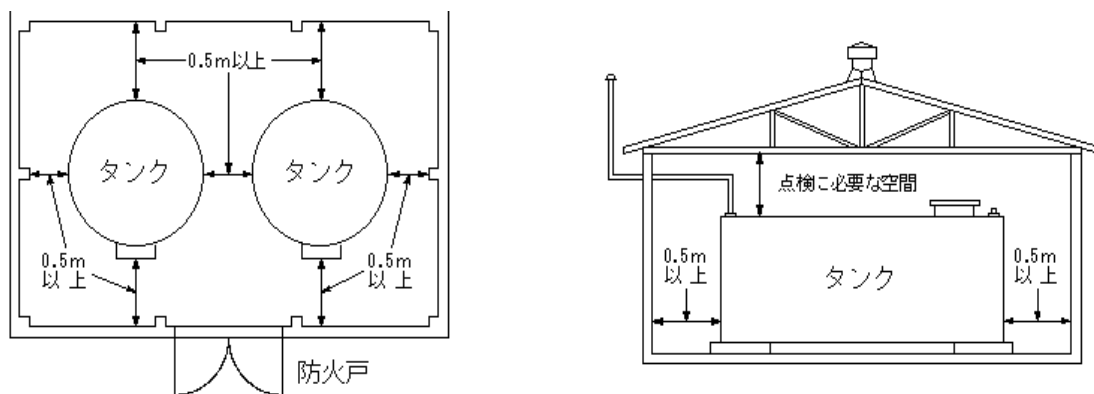
危規則第 22 条の 2 の 3 及び第 22 条の 2 の 4 で特例を定めていない事項については、危政令第 11 条第 1 項の基準が適用になるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防 特第 34 号、消防危第 14 号通知)

根拠法	危政令	根拠条文	第 12 条	処分権者	消防長
-----	-----	------	--------	------	-----

第 8 屋内タンク貯蔵所

1 タンク専用室内の間隔

- (1) 危政令第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「タンク専用室の壁」には、柱を含むものであること。
- (2) 間隔の算定については、タンクの最も張り出した部分（配管を除く。）を起点とすること。
- (3) 危政令第 26 条第 1 項第 1 号ただし書の規定により、タンク専用室に危険物以外の物品を貯蔵するタンクを設置できるが、当該タンクにあっても間隔を保つこと。
- (4) タンクとタンク専用室の屋根、はり等との間隔は、タンク上部やタンク内部の点検等が容易に行える空間を確保すること。



第 8 - 1 図 タンクと専用室の壁等との間隔

2 標識及び掲示板

危政令第 12 条第 1 項第 3 号に規定する「標識及び掲示板」は、製造所の例によること。

3 貯蔵量

- (1) 危政令第 12 条第 1 項第 4 号に規定する「容量」は、一のタンク専用室内にあるタンクの容量の総計をいうものであること。したがって、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクが二以上ある場合であっても、その量の合計が指定数量以上である場合は、屋内タンク貯蔵所に該当するものであること。
- (2) タンク専用室内に設けるタンクの数には、制限はないものであること。
- (3) タンクは中仕切りのものであっても差し支えないものであること。
- (4) 隣接するタンク専用室間の壁に出入口を設けた場合には、当該隣接するタンク室を一のタンク室として取り扱うものであること（昭和 40 年 5 月 4 日自消丙予発第 83 号質疑）。

- (5) 第四石油類及び動植物油類以外の第四類の危険物の貯蔵量の合計は 20,000 リットル以下とする必要があるが、同一タンク専用室内に貯蔵する危険物の容量の合計が指定数量の 40 倍以下となるまで第四石油類及び動植物油類を貯蔵することができること。

タンク専用室に二以上のタンクを設置した場合の最大容量を第 8-1 表に示す。

〔第 8-1 表 タンク専用室に二以上のタンクを設置した場合の最大容量の例〕

品名及び容量	倍 数	合計倍数
第 1 石油類 5,000 リットル	25 倍	40 倍
第 2 石油類 5,000 リットル	5 倍	
第 3 石油類 10,000 リットル	5 倍	
第 4 石油類 30,000 リットル	5 倍	

4 タンクの固定

タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定すること。

5 通気管（昭和 37 年 10 月 19 日自消丙予発第 108 号質疑）

屋内貯蔵タンクには、危規則第 20 条第 2 項の無弁通気管を設置しなければならないが、アルコール類を貯蔵するタンクに限り、同条同項第 1 号及び第 2 号に適合した同条第 1 項第 2 号の大気弁付通気管を設置して差し支えないこと。

6 自動表示装置

危政令第 12 条第 1 項第 8 号に規定する「自動表示装置」は、屋外タンク貯蔵所の例によるほか、タンク専用室を平家建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所であっても、屋内貯蔵タンクの注入口付近において当該屋内貯蔵タンクの危険物の量を容易に覚知することができないものには、当該注入口付近に当該屋内貯蔵タンクの危険物の量を表示する装置を設けるようにすること。

7 ポンプ設備

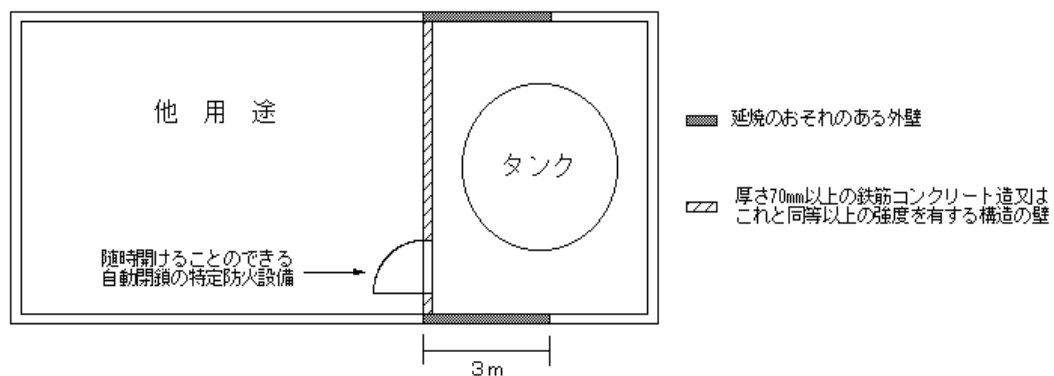
屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、危政令第 12 条第 1 項第 9 号 2 の規定によるほか、次によること。

- (1) ポンプ設備の周囲には、点検・修理等のための適当な空間を保有すること。
- (2) ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けたときは、せきの内側（屋内貯蔵タンクの存する側）にはポンプ設備を設けないこと。
- (3) ポンプ設備を屋外の場所に設ける場合は、ポンプ設備周囲に 1 メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、開口部のない耐火構造の壁又は不燃材料で造られた壁に面する側にあっては、この限りでない。

8 タンク専用室の構造

タンク専用室を平家建の建築物の一部に設ける屋内タンク貯蔵所にあっては、次によること。

- (1) タンク専用室は随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備を設けた出入口以外の開口部を有しない厚さ 70 ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
- (2) タンク専用室とタンク専用室以外の部分との接続部分を建築物の中心線とみなし、当該中心線から 3 メートル以内に存するタンク専用室の外壁は、延焼のおそれのある外壁に該当するものとして取扱い、出入口（随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること（第 8-2 図参照）。



第 8 - 2 図 他用途部分を有する屋内タンク貯蔵所の例

- (3) タンク専用室を隣接して設置する場合には、間仕切壁は開口部を有しない厚さ 70 ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁とすること。

9 床の構造

危政令第 12 条第 1 項第 16 号に規定する「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがあること。

10 出入口の敷居等

- (1) 危政令第 12 条第 1 項第 17 号に規定する敷居の構造は、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートブロック造（屋内貯蔵タンクの存する側にあつては、その表面を防水モルタルで仕上げたものに限る。）とすること。
- (2) 危政令第 12 条第 1 項第 17 号の規定による敷居によって、貯蔵する危険物の全量を収容することができないものにあつては、当該危険物の全量を収納できる敷居の高さとするか又はこれに代わる「せき」を設けること。

この場合のせきは、次によること。

ア せきは、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートブロック造（屋内貯蔵タンクの存する側にあつては、その表面を防水モルタルで仕上げたものに限る。）とするこ

と。

イ せきと屋内貯蔵タンクとの間に0.5メートル以上の間隔を保つこと。

1 1 採光、照明、換気及び排出の設備

危政令第12条第1項第18号に規定する「採光、照明、換気及び排出の設備」は、屋内貯蔵所の例によること。

1 2 タンク専用室を平家建以外の建築物に設ける場合の基準

(1) 危政令第12条第2項第2号に規定する「危険物の量を表示する装置」には、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡する伝声装置等が該当するものであること。(昭和46年7月27日消防予第106号通知)

(2) 危政令第12条第2項第8号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とするには、出入口の敷居の高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法があるが、いずれの方法によっても、タンク専用室内に収納されている危険物の全容量が収納できなければならぬものであること。(昭和46年7月27日消防予第106号通知)

1 3 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の屋内タンク貯蔵所

危規則第22条の8及び第22条の9で特例を定めていない事項については、危政令第12条第1項の基準が適用になるものであること。(平成元年3月1日消防特第34号、消防危第14号通知)